

添付法令資料 1 :

韓国相続税及び贈与税法施行令 (目次)

2023 年 2 月 28 日大統領令第 33278 号により一部改正 2023 年 2 月 28 日施行

第 1 章	総則 (第 1 条ないし第 3 条の 4)
第 2 章	相続税の課税標準及び税額の計算
第 1 節	相続財産 (第 4 条ないし第 6 条)
第 2 節	非課税 (第 7 条及び第 8 条)
第 3 節	相続税課税価額 (第 9 条ないし第 11 条)
第 4 節	公益目的出捐財産の課税価額不算入 (第 12 条ないし第 14 条)
第 5 節	相続控除 (第 15 条ないし第 20 条の 2)
第 6 節	税額控除 (第 20 条の 3 ないし第 22 条)
第 3 章	贈与税の課税標準及び税額の計算
第 1 節	贈与財産 (第 23 条ないし第 32 条の 4)
第 2 節	贈与推定及び贈与擬制 (第 33 条ないし第 34 条の 5)
第 3 節	贈与税課税価額 (第 35 条及び第 36 条)
第 4 節	公益目的出捐財産の課税価額不算入 (第 37 条ないし第 45 条の 2)
第 5 節	贈与控除 (第 46 条ないし第 47 条)
第 6 節	税額控除 (第 48 条)
第 4 章	財産の評価 (第 49 条ないし第 63 条)
第 5 章	申告及び納付
第 1 節	申告 (第 64 条ないし第 65 条の 2)
第 2 節	納付 (第 66 条ないし第 77 条)
第 6 章	決定及び更正 (第 78 条ないし第 81 条)
第 7 章	補則 (第 82 条ないし第 87 条)
附則	